佐渡金山　道遊の割戸

屋外広告物のしおり

CONTENTS

はじめに……2
屋外広告物とは?……3
禁止広告物とは?／禁止物件とは?……4
禁止地域とは?／許可地域(許可が必要な地域)とは?……5
規制地域図……6
適用除外となる自家用広告物の主な基準……7
その他適用除外となる主な広告物……9
禁止地域内に例外的に表示･設置が認められる広告物……10
屋外広告物の許可の手続き･流れ……11
許可地域内における許可の基準の主なもの……12
屋外広告業の登録／広告物等を表示･設置する者の義務……14
広告物及び表示･設置に対する措置……15

佐渡市

はじめに

佐渡らしい広告景観の形成に向けて

屋外広告物は、まちを訪れる人々を適切に案内したり、消費者へ店舗や商品、サービスなどのさまざまな情報を提供し、まちの賑わいや活気あふれるまちを演出し、まちゆく人々に楽しみを与えてくれる大切な役割を担っています。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、まちなみや自然の美しさを著しく損ねことになり、市の財産である良好な景観形成の妨げとなります。

また、管理がおろそかになると、広告物の落下や倒壊による思わぬ事故などで人々に危害を及ぼすおそれもあります。

佐渡市屋外広告物条例では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止をするとともに、地域の景観特性に寄与する良好な屋外広告物の形成が図れるよう一定のルールを定めています。

この「しおり」は、そのルールの概要を、できるだけ分かりやすく解説したものです。市内のまちなみをいつまでも美しく、安全に保つために、これまで以上に、市民や事業者の方のご理解を得ながら、より一層佐渡らしい広告景観の形成を推進してまいります。

※このパンフレットでは、一部に景観法の規定で策定された「佐渡市景観計画」における区域名を用いています。

屋外広告物とは？

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

このように、屋外広告物とは、商業広告だけでなく、営利を目的としないシンボルマークやイメージマークなど、皆さんに一定のイメージを与えるものも屋外広告物ということになります。

なお、該当で配布されるビラやチラシなどは、定着性がなく、「常時又は一定の期間継続して」いるとはいえないこと、また屋外であってもサッカー場や野球場の中で表示されるものは、「公衆に表示」されているものとはいえないことから屋外広告物には該当しません。

主な屋外広告物

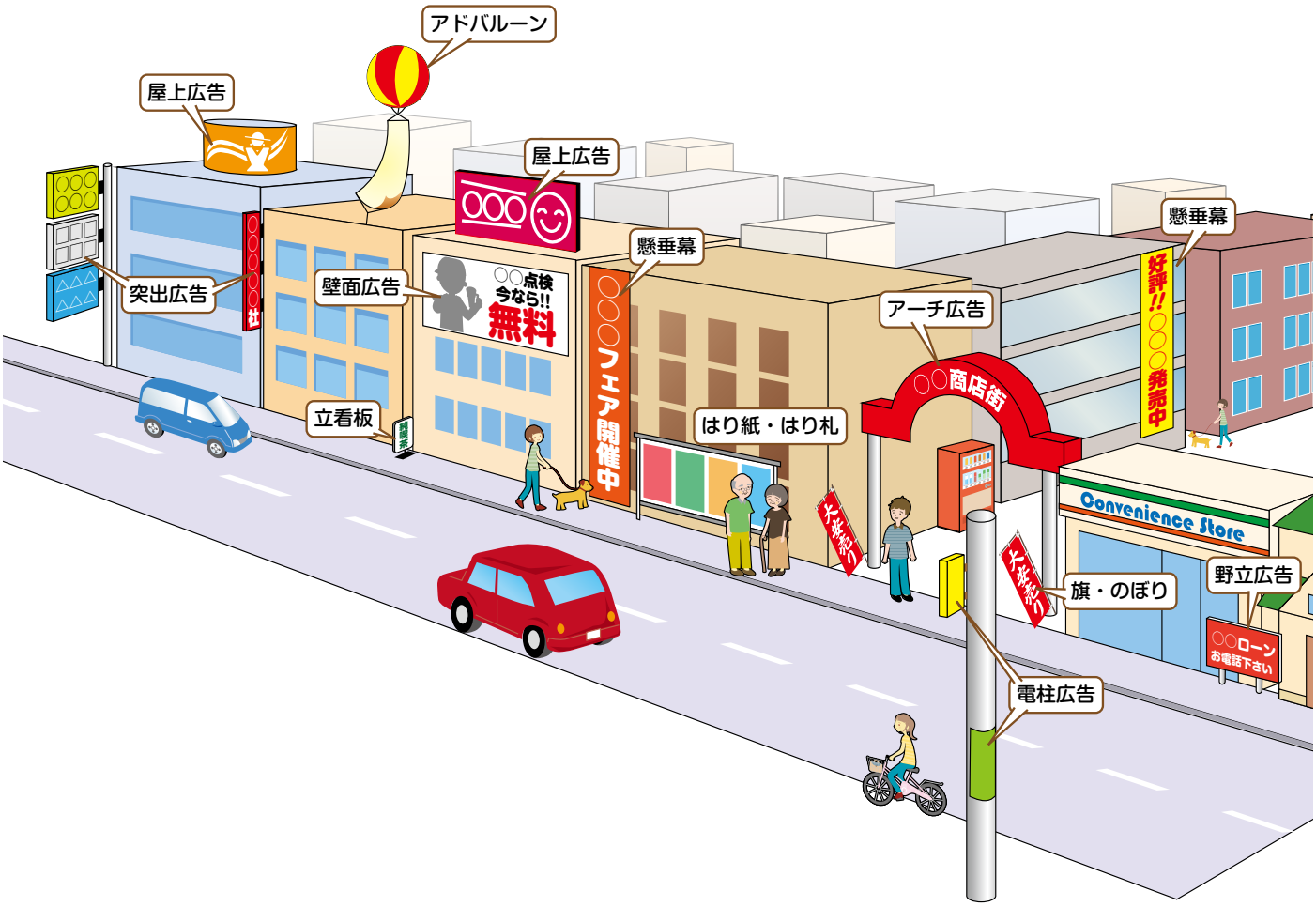

禁止広告物とは？

禁止広告物とは、次のような広告物のことをいい、市内どこでも一切表示し、または設置することができません。

- ●著しく汚れ、色あせたもの、又は塗料等のはく離したもの
- ●著しく破損し、又は老朽したもの
- ●倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ●信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ●道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止物件とは？

禁止物件とは、次に掲げる物件のことをいい、地域に関係なく、原則として禁止物件に広告物を表示し、又は設置することはできません。

橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上のさく（ガードレールや歩道柵等）、消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、ガスタンク、銅像、記念碑、電柱・街灯柱その他電柱の類（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のみ禁止）など

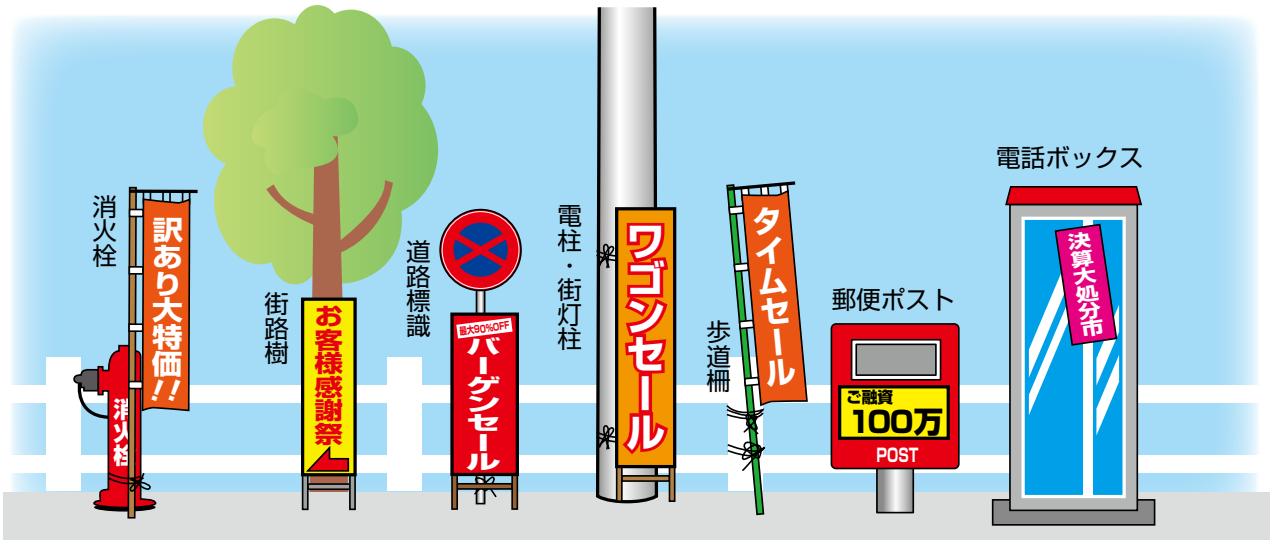

禁止地域とは？

禁止地域とは、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域又は場所のことをいい、そこでは原則として広告物を表示し、又は設置することができません。

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば表示し、又は設置することができます。（→Ｐ７参照）

●佐渡市景観計画で定められた区域のうち「特別区域」に指定された地域

許可地域（許可が必要な地域）とは？

許可地域とは、禁止地域以外の佐渡市全域が該当します。そこでは広告物を表示し、又は設置するには、原則として許可が必要です。

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば許可なく表示し、又は設置することができます。（→Ｐ８参照）

規制地域図

屋外広告物規制地域　凡例	
禁止地域	景観計画区域の特別区域
許可地域	禁止区域以外の市内全域

景観計画区域

- **一般市街地区域**
  沿道立地のまちなみを有する区域
- **歴史的市街地区域**
  沿道立地のまちなみのうち、歴史的な建物が多く、形状・高さ・色彩が近似している区域
- **商業・賑わい区域**
  賑わいと調和を兼ね備えた景観形成が求められる区域
- **山村と森林区域**
  山間部に位置する集落とその周辺の棚田や二次林
  ・原生林を含む区域
- **農村と平野区域**
  田園の中に集落が形成されている区域
- **漁村と海岸区域**
  海岸に沿って漁港を有し、漁港の縁に集落が形成されている区域

特別区域

左記の６区域の基準と異なる具体的な基準が必要な地区は特別区域に指定します

- **特別区域：宿根木の歴史的景観区域**
  宿根木歴史的景観条例の適用区域
- **特別区域：佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区**
  重要文化的景観選定区域
- **特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域**
  重要文化的景観選定区域
- **特別区域：佐渡金銀山景観保全区域**
  世界遺産の暫定一覧表記載の「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の緩衝地帯

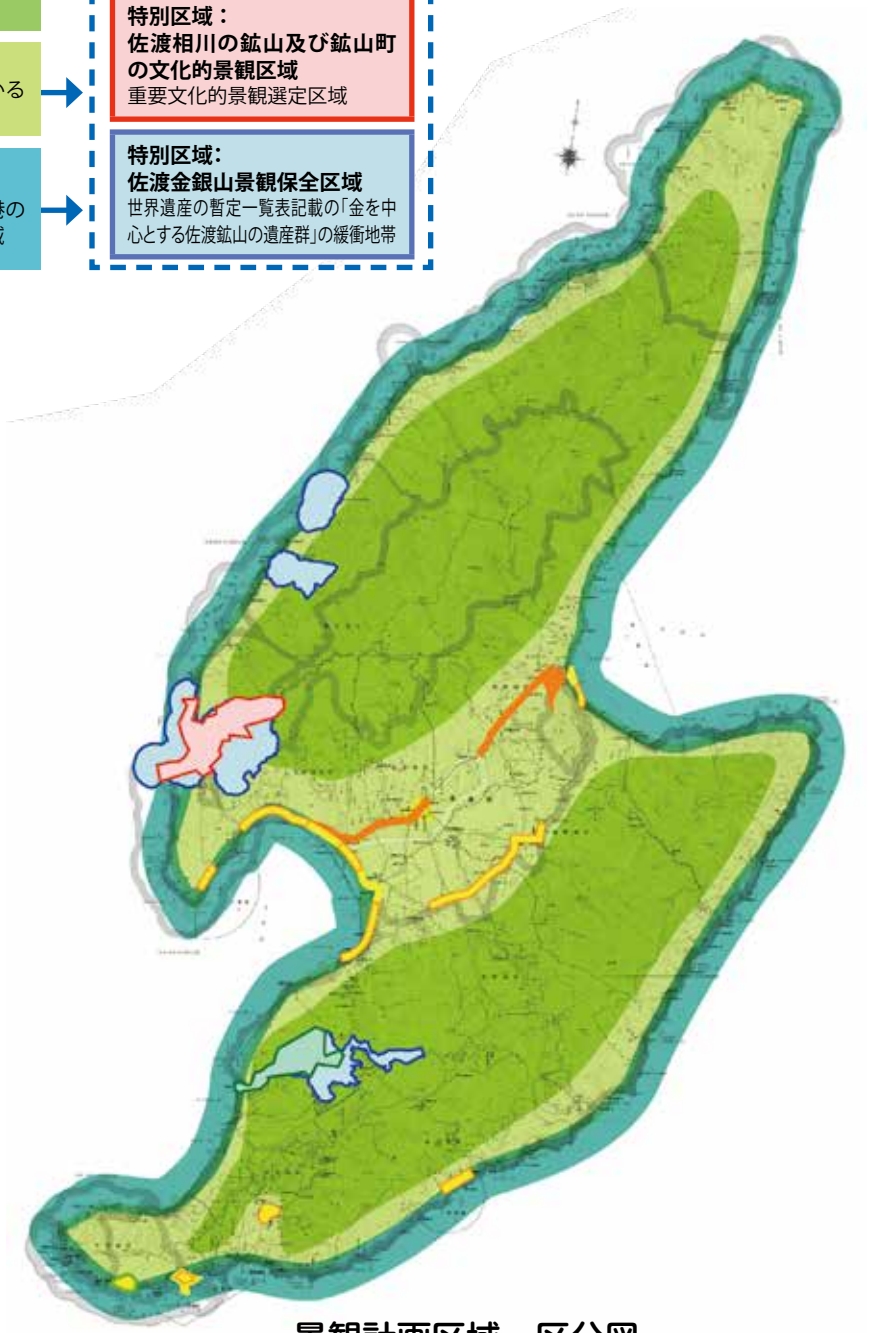

景観計画区域　区分図

適用除外となる自家用広告物の主な基準

禁止地域又は許可地域であっても、自家用広告物で次のような基準を満たすものについては、許可を得ず表示し、又は設置することができます。

(1) 禁止地域内の自家用広告物（広告旗を除く）の主な基準

●営業所等につき**3個以内**であること

●広告物の表示面積は**1個あたり5㎡以内で、合計が10㎡以内**であること

例：Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ≦10㎡　Ⓐ≦5㎡、Ⓑ≦5㎡、Ⓒ≦5㎡

●道路への**突出幅は1m以内**であること

●広告物等の上端までの高さは「野立広告板」「野立広告塔」「突出広告」は**地上から5m以下**であること

●広告物等の下端までの高さは歩道上の場合、**地上から2.5m以上**であること
車道上の場合、地上から4. 5m以上であること

●形態・意匠は、周囲の景観と調和したものであること

●色彩は、**彩度4以下を基調**としその他の色の使用は広告面積の10%未満とすること

●屋上以外の場所に表示し、又は設置するものであること

●蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること

●光源は白色系とし、動向又は点滅するものは使用しないものであること

注）禁止地域に自家用広告物を表示、又は設置する場合においては、事前に基準を満たしているか確認するようにして下さい。

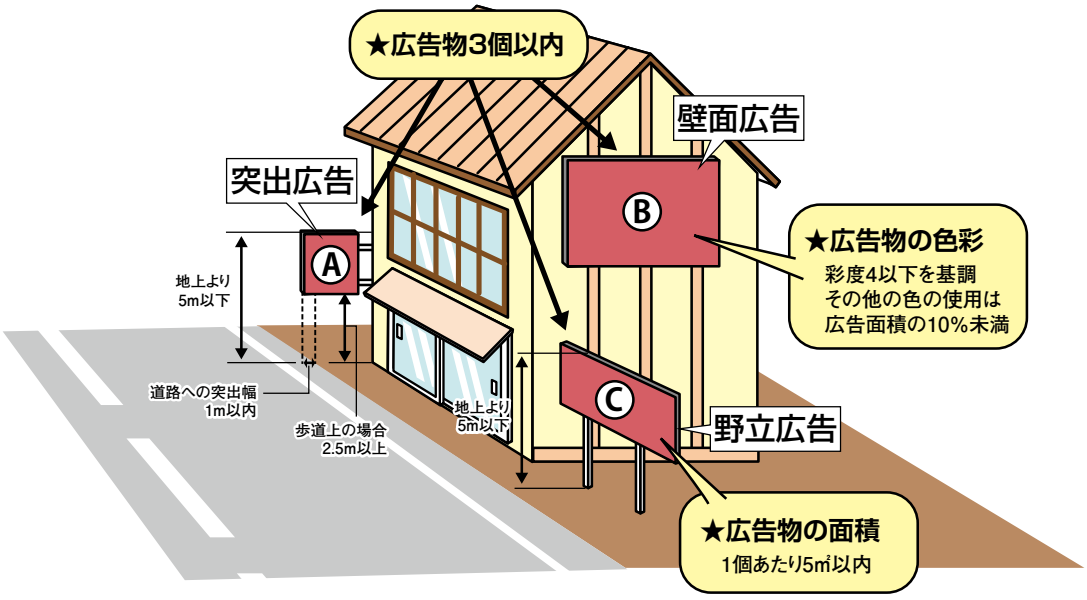

(2) 許可地域内の自家用広告物（広告旗を除く）の主な基準

●営業所等につき**5個以内**であること

●広告物の表示面積の合計が**10㎡以内**であること

●道路への突出幅は**1m以内**であること

●広告物等の上端までの高さ、広告物等の高さ

野立広告板 野立広告塔	ⓐ歴史的市街地区域	地上から**10m以下**であること
	ⓑその他の場合	地上から**15m以下**であること
屋上広告	ⓐ歴史的市街地区域	広告物等の上端までの高さは地上から**12m以下**。 広告物等の高さは地上から広告物等を設置する箇所までの高さの**3分の2以下**であること
	ⓑその他の場合	広告物等の上端までの高さは地上から**35m以下**。 広告物等の高さは10m以下で、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの**3分の2以下**であること
突出広告	ⓐ歴史的市街地区域	地上から**10m以下**であること
	ⓑその他の場合	地上から**24m以下**であること

●広告物等の下端までの高さは
歩道上の場合、**地上から2.5m以上**であること
車道上の場合、**地上から4.5m以上**であること

●蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること

●色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること

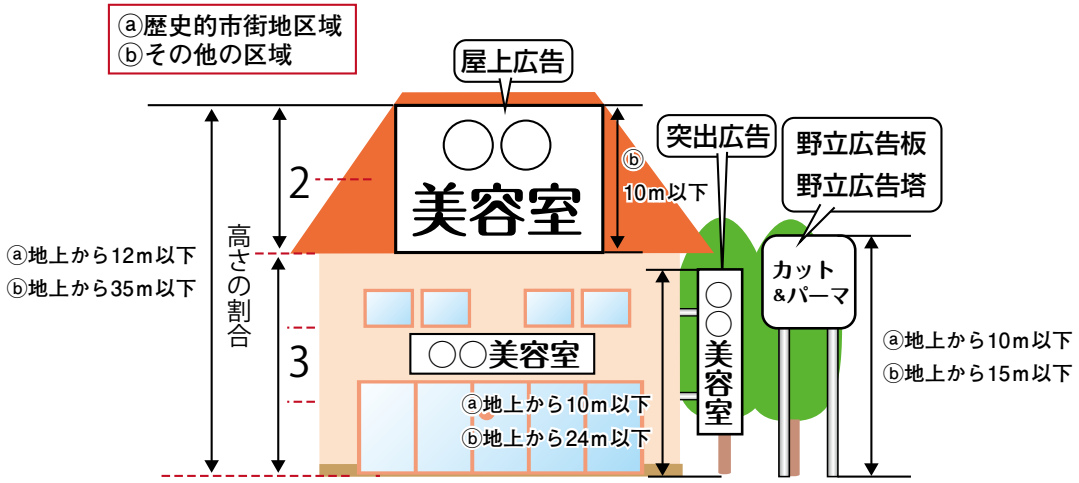

(3) 自家用広告物（広告旗に限る）の主な基準

●営業所等につき**10個以内**であること

●大きさ（支柱は除く）は、1個当たり
縦2m以下、横1m以下の範囲で、表示面積は1㎡以内であること

●道路上に突き出さないものであること

●営業時間内に限り、表示し、又は設置するものであること　他

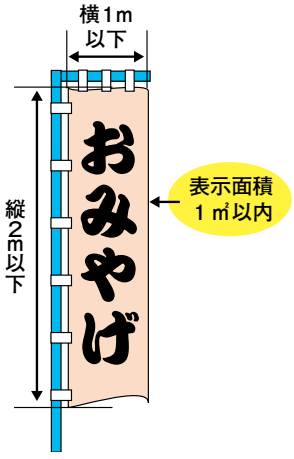

その他適用除外となる主な広告物

次のような広告物には、条例の規制のうち一定の事項が適用されませんが、表示し、又は設置する場合はあらかじめ市にお問い合わせください。

選挙ポスター

(1) 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

① 法令の規定により表示し、又は設置するもの

② 公職選挙法による選挙運動のために使用するもの　他

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

① 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物で表示面積が合計10㎡以内であるほか、一定の基準に適合するもの

② 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置するもの

③ 人、動物、車両及び船舶等に表示するもの

④ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもので、庁舎及びその敷地内に設置・表示するもの、又は庁舎敷地以外に表示・設置するもので表示面積が4㎡以内のもの

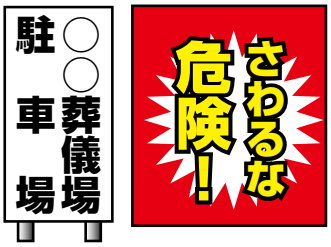

(3) 禁止物件に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

① トンネル、街路樹、信号機等に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの

② 送電塔、煙突、ガスタンク等にその所有者又は管理者が自己の氏名、店名又は営業の内容等を表示し、又は設置するもの

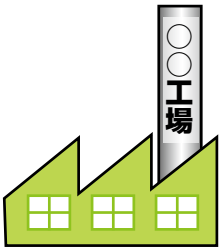

(4) 許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物で1㎡以内のもの

① 次に定めるもののうち、営利を目的としないもの

・政治、学術、文化又はスポーツに関する講演会その他の活動にかかるもの

・町内会や自治会その他公共的団体が公共的目的のために表示し、又は設置するもの

② 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等

③ ①・②以外のもののうち、表示・設置期間が5日を超えないもの

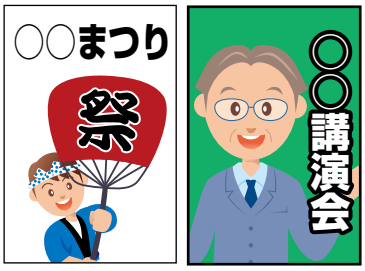

禁止地域内に例外的に表示・設置が認められる広告物

禁止地域内であっても、次に該当する広告物は、許可を受けて例外的に表示し、又は設置することができます。

なお、次の⑵に該当する広告物は、許可を受けるにあたり、原則として佐渡市景観審議会の意見を聴く必要があります。

⑴ 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置するもので、次の基準に適合するもの

① 表示面積が2㎡以内であること

② 色彩は彩度4以下を基調とし、その他の色の使用は10%未満とすること　他

⑵ 一般国道や主要地方道に接していない営業所等を案内するために表示し、又は設置する野立広告板又は野立広告塔で、次の基準に適合するもの

① 表示又は設置が営業上特に必要であること

② 表示面積が1面2㎡以内、合計4㎡以内で、高さが3m以下であること

③ 営業所ごとに2個以内であること

④ 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の景観を損なわないものであること

⑤ 色彩は彩度4以下を基調とし、その他の色の使用は10%未満とすること

⑥ 光源は白色系とし、動向又は点滅するものは使用しないものであること　他

屋外広告物の許可の手続き・流れ

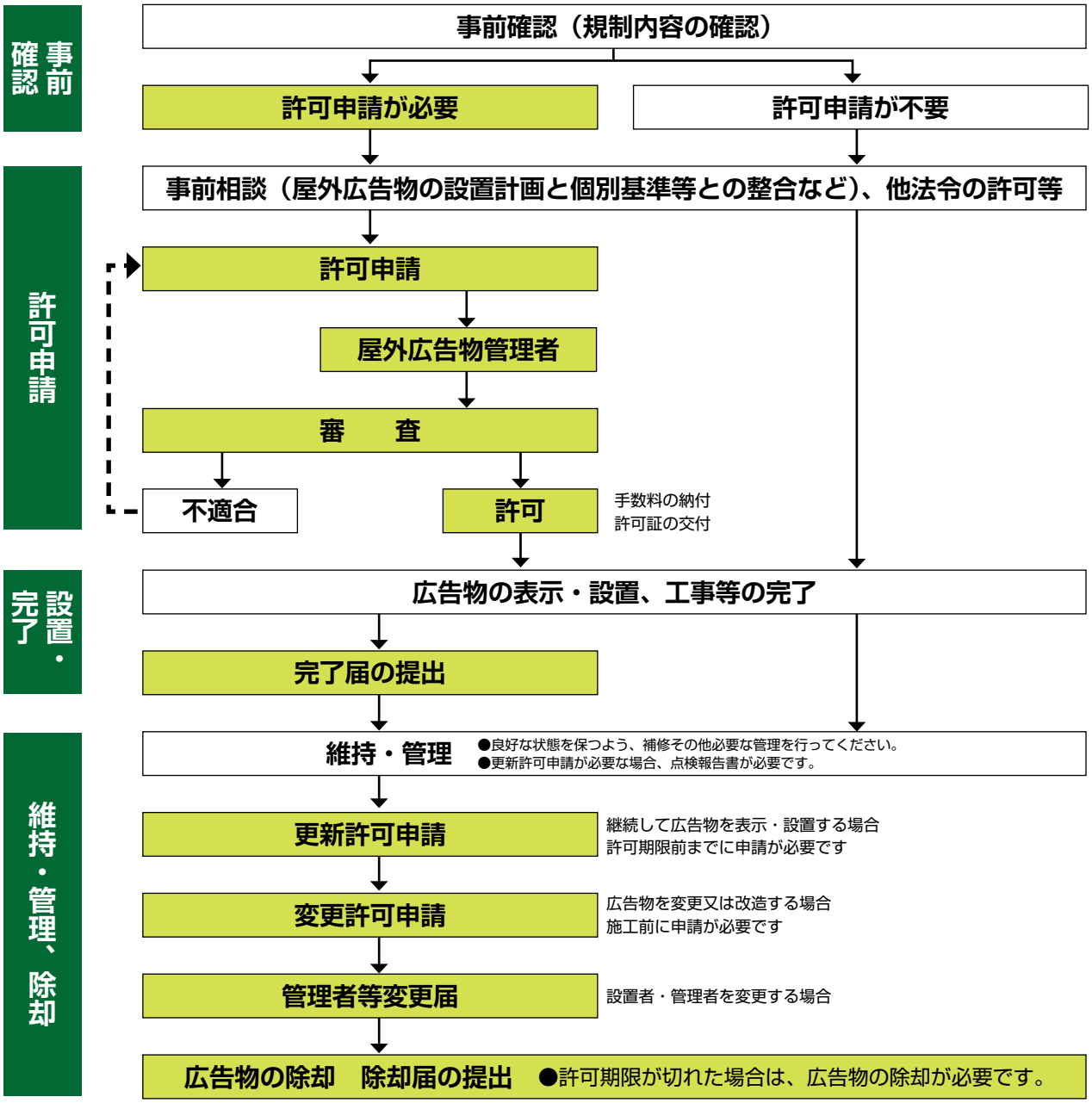

●許可手続は、市で行います。

●許可申請には、表示・設置する広告物の種類等に応じた手数料が必要となります（手数料は申請書類を確認後、納付書を発行します）。なお、禁止地域内に表示・設置する場合の許可申請で、佐渡市景観審議会の意見が必要となるものについては、上記手数料とは別に、手数料が加算されますのでご注意ください。

●許可を受けるためには、広告物種類ごとの許可基準に適合していなければなりません。

●許可を受ける広告物には、原則として管理者の設置が必要です。

●広告物の高さが4mを越える場合は、建築基準法による工作物の確認を要するなど、他法令による許可等が必要な場合がありますので、確認してください。

許可地域内における許可の基準の主なもの

広告物は、その種類によって、許可基準が定められています。詳細はあらかじめ市にお問い合わせください。

(1) 野立広告板、野立広告塔

① 自家用広告物等で適用除外となるもの以外のもの

●表示面積は30㎡以内であること
（複数の営業所の広告を一つの広告物として設置する場合にあっては、50㎡以内）

●道路の敷地境界線から2m以上離れていること
（用途地域及び家屋連たん区域を除く）

●高さ
ⓐ「歴史的市街地区域」の場合は、地上から10m以下であること
ⓑその他の場合は、地上から15m以下であること

●交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと

② 案内板（内容は案内でもこの基準を満たさないものについては、(3m) その他の野立広告となる場合があります）

●1営業所につき2個以内であること
（表示・設置しようとする場所から施設までの間に3箇所以上の交差点があり、かつ、2個以内では案内が困難な場合は4個以内であること）

●表示面積は1面2㎡以内でかつ合計4㎡以内
（複数の営業所が共同で設置する場合は、この基準に加え1面10㎡以内で、かつ合計20㎡以内であること）

●高さは地上から3m以下であること
（設置面が道路面よりも低い場合は道路面から3m以下であること）

●内容は案内、誘導に限る（宣伝は不可）

●道路上に突き出さないこと

●交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと

③ その他の野立広告（案内板も1面2㎡を超えるものはこの基準を満たす必要があります）

●表示面積は30㎡以内であること

●高さ　ⓐ「歴史的市街地区域」の場合は、地上から10m以下であること
ⓑその他の場合は、地上から15m以下であること

●広告物等の相互間の距離（用途地域及び家屋連たん区域を除く）
◆他の広告物との距離が50m以上離れていること

●表示又は設置位置（用途地域及び家屋連たん区域を除く）
◆道路の敷地境界線から50m以上離れていること

⑵ 建築物を利用する広告物

① 屋上広告

●高さ

ⓐ「歴史的市街地区域」の場合は、広告物等の上端までの高さは地上から12m以下。広告物の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

ⓑ その他の場合は、広告物等の上端までの高さは地上から35m以下。広告物等の高さは12m以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さ3分の2以下であること

●表示面積は30㎡以内（鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建物を利用する場合を除く）であること

② 壁面広告

●表示面積は1壁面当たり当該壁面（窓及び開口部を含む）の面積の2分の1以下であること

●壁面の端から突き出さないものであること

●窓又は開口部をふさがないものであること

③ 突出広告

●1壁面につき3個以内であること

●道路への突出幅は1m以内であること

●広告物等の上端までの高さ

ⓐ「歴史的市街地区域」の場合は、10m以下であること
ⓑその他の場合は、地上から24m以下であること

●広告物等の下端までの高さは

歩道上の場合、地上から2. 5m以上であること
車道上の場合、地上から4. 5m以上であること

共通基準

●色彩

ⓐ 「 歴史的市街地区域」の場合は、彩度6以下を基調としその他の色の使用は、広告面積の10%未満であること

ⓑその他の場合は、彩度8以下を基調としその他の色の使用は、広告面積の10%未満であること

●形態・意匠　周囲の景観と調和したものであること

●蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること

屋外広告業の登録

市内で屋外広告業を営む場合、事前に新潟県に登録しなければなりません。この場合、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。

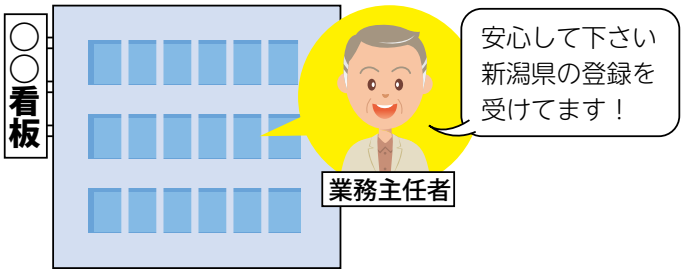

広告物等を表示・設置する者の義務

(1) 許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の際に交付された証票（ステッカー）をはり付けるか、許可証印を受けなければなりません。

(2) 管理義務

広告物の設置者又は管理者は、広告物に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

(3) 除却義務

許可期間が満了し更新許可申請を行わないとき、若しくは許可が取り消されたとき、又は設置の必要がなくなったときは、広告物を取り外さなければなりません。また、取り外した場合、その旨を市に届けなければなりません。

(4) 更新許可申請

許可期間満了後も広告物を表示し、又は設置しようとするときは、更新許可を受けなければなりません。

広告物及び表示・設置に対する措置

(1) 措置命令

維持や管理が適正でない広告物については、広告物の設置者又は管理者に対し、市からの改修等の必要な措置を命ぜられることがあります。

(2) 許可の取消し

許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、市の許可を取り消されることがあります。

(3) 除却命令

違反広告物については、市から除却等の措置を命ぜられることがあります。なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、市が自ら除却する場合があります。

(4) 立入検査

広告物の設置者又は管理者は、必要な限度において市から資料の提出を求められ、又はその広告物のある土地若しくは建物に立入り、広告物の検査を受けることがあります。

(5) 罰則

次のいずれかに該当する場合は、罰則の適用を受けることがあります。

・除却命令に違反した場合	50万円以下の罰金
・許可が必要なのに許可を受けなかった場合 ・禁止地域や場所に広告物を設置した場合 ・期限を過ぎても広告物を除却しなかった場合	30万円以下の罰金
・立入検査を拒んだり、又は妨げた場合等	20万円以下の罰金

申請・
問合せ先

佐渡市役所　建設課　都市計画係
〒952-1292　新潟県佐渡市千種232番地
☎0259-63-5118(建設課直通)　FAX0259-63-3765